

平成25年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成25年12月11日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 6 報告第 17号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 7 報告第 18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 報告第 19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 9 議案第 91号 志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（1工区）請負契約の締結について
- 第10 議案第 92号 志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（2工区）請負契約の締結について
- 第11 議案第 93号 平成24年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第12 議案第 94号 平成25年度新庁舎備品購入事業 ①事務机・イスグループに係る売買契約の締結について
- 第13 議案第 95号 平成25年度 新庁舎備品購入事業 ③会議用机・イスグループに係る売買契約の締結について
- 第14 議案第 96号 平成25年度 新庁舎備品購入事業 ⑤ブラインドグループに係る売買契約の締結について

- 第 1 5 議案第 9 7 号 平成 2 5 年度 携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式
売買契約の締結について
- 第 1 6 議案第 9 8 号 町道路線の認定について
- 第 1 7 議案第 9 9 号 字の区域及び名称変更について
- 第 1 8 議案第 1 0 0 号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
ついて
- 第 1 9 議案第 1 0 1 号 行政機構の改革に伴う関係条例の整理について
- 第 2 0 議案第 1 0 2 号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 1 0 3 号 四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 2 2 議案第 1 0 4 号 四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 2 3 議案第 1 0 5 号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 1 0 6 号 平成 2 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 議案第 1 0 7 号 平成 2 5 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 第 2 6 議案第 1 0 8 号 平成 2 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 第 2 7 議案第 1 0 9 号 平成 2 5 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 第 2 8 議案第 1 1 0 号 平成 2 5 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 第 2 9 議案第 1 1 1 号 平成 2 5 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 0 議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 1 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 3 1 まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（1 8 名）

2 番	楨 野 章 君	3 番	田 邊 哲 夫 君
4 番	岩 井 優之介 君	5 番	中 屋 康 君
6 番	津 野 吉 得 君	7 番	山 上 利 嗣 君
8 番	緒 方 正 綱 君	9 番	橋 本 保 君
1 0 番	堀 本 伸 一 君	1 1 番	林 健 三 君
1 2 番	山 岡 義 正 君	1 3 番	吉 村 アツ子 君
1 4 番	下 元 真 之 君	1 5 番	下 元 昇 君
1 6 番	森 健 吉 君	1 7 番	酒 井 祥 成 君
1 8 番	竹 内 常 喜 君	1 9 番	岡 峯 久 雄 君
2 0 番	宮 地 章 一 君		

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監 (医師確保) 兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	永 尾 ゆ み 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	森 武 士 君
商工観光課長	植 村 有 三 君	管財契約課長	宮 地 正 人 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	中 岡 全 君
教 育 長	宮 崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君
生涯学習課長	野 村 和 弘 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	松 本 悟 志 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	下 藤 広 美 君	産 業 建 設 課 長	永 尾 一 雄 君
町 民 生 活 課 長	津 末 和 宏 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	産業建設課長	仲 治 幸 君
町民生活課長	林 久 志 君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長  | 田 辺 卓 君   | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 臨時事務補助員 | 西 川 香 穂 君 |     |           |

~~~~~

午前9時35分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成25年第4回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

15番下元昇議員より遅刻届出があつておりますので報告をいたします。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番田邊哲夫君及び16番森健吉君を指名します。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては一昨日の12月9日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） おはようございます。

議会運営委員会より報告をいたします。

一昨日の12月9日に議会運営委員会を開催し、平成25年第4回四万十町議会定例会の会期日程は、本日12月11日より12月19日までの9日間と決定をいたしましたので、ご報告いたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の12月11日から12月19日までの9日間であります。

お諮りします。

平成25年第4回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成25年第4回定例会の会期は本日から12月19日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定などにつきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成25年9月26日から27日、大豊町で開催されました第7回全国水源の里シンポジウムに議長、山岡総務常任委員長が出席しました。

平成25年9月30日から10月1日、東京千代田区シェーンバッハ・サボーで開催されました第79回町村議会広報研修会に広報公聴常任委員会中屋副委員長と下元真之委員が出席しました。

平成25年10月19日、平成25年度大阪高知県人会親睦交流会に議長、岡峯議会運営委員長が出席しました。

平成25年10月22日、四万十第1ソーラーステーション落成式に議長ほか16人の議員が出席しました。

平成25年10月30日、トップセミナーに山岡総務常任委員長、堀本教育民生常任委員長、林産業建設常任委員長、岩井広報広聴常任委員長、岡峯議会運営委員長が出席しました。

平成25年11月5日、愛媛県松前町で開催されました第54回四国地区町村議会議長会研修会に議長ほか15名の議員が出席しました。

平成25年11月15日から16日、熊本県山鹿市で開催されました平成25年度石の風ぐるま友好都市交流事業に議長、下元昇議員、津野議員が出席しました。

平成25年11月22日から23日、東京都台東区の墨田公園リバーサイドギャラリーで開催されました平成25年度四万十町展に議長、堀本教育民生常任委員長、山上議員が出席しました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があつております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成25年12月町議会定例会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

早いもので今年もはや師走の半ばを迎えようとしていますけれども、今年1年間議員の皆様、また町民の皆さん、本当に町政の推進にご尽力を賜りました。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

また、今朝の新聞で近自然工法等、また、本町の四万十川水質保全にも大変ご尽力、ご協力いただきました福留脩文先生が亡くなられたという記事が載っておりまして、大変衝撃を受けたところでございます。来年4月に機構改革を予定しております四万十川対策室の設置、それから運営につきましても福留先生にはこれから大変ご協力、あるいはご指導もいただかなければならないと思っていた矢先のこととございまして、本当に驚いたところでございますが、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

それでは開会に当たりまして、9月定例会以降の主な行政運営等に関しまして、何点かご報告を申し上げます。

まず最初に雇用確保対策の状況でございます。若者の働く場の確保につきましては、本当に多くの町民の皆様方から期待をされており、私といたしましても町政の最重要課題の一つとして積極的に取り組んでおるところでございますが、この度大きな動きがございましたので、経過等のご報告をさせていただきます。

まず一点目でございますが、既に新聞等で報道がありましたように、現在高知県では東又地区にあります実践農業大学校の研修課のある県有地におきまして、最新のIT技術やバイオマス等を使った次世代施設園芸団地を建設するよう決定をいたしております。その計画ではハウス面積4.3ha、全体面積で6.8haの園芸団地を整備することとなっております。

現在県はこの事業に参入する事業体を公募しているところでございまして、参入者の決定後、平成26年度から敷地の造成、平成27年度には大型ハウスの建設を行いまして、28年4月から本格稼働する計画となっております。これらの施設が完成をいたしますと、50名を超える雇用が見込まれますことから、町といたしましても事業の推進に向けて積極的に協力をしていくことといたしております。

次に二点目でございますが、顧客への電話対応業務を専門に行うコールセンターの設置に向けて企業が本町に進出する意向を示していることから、現在、企業、高知県、そして町の3者で協議を行っているところでございます。企業は業務提携を受けた電話対応業務だけでなく、四万十川などの観光情報の提供なども実施をする観光コンシェルジュ、観光よろず相談としての事業展開も計画をいたしておりまして、事務所については廃校になった校舎の利活用を希望されるなど、本町にとって魅力ある構想を持っております。

コールセンターの設置に向けました光通信網の利用可能性の検証など、大きな課題につきましては既にクリアできる見込みとなっており、今後は細部について協議調整を行いながら、企業誘致に向けての取組を加速化させる所存であり、地元説明等も早急に進めていく予定でございます。この事業の雇用人員につきましては50名程度とされておりまして、順調に進めば26年、年明けの早い時期に企業進出が実現をするものと考えております。

そのほかにも町内企業が増設をいたします大型工場も建設中でございますし、町内でのホテルの建設についても具体化しつつあるなど、多くの新たな雇用の場が次々と町内に確保できることが見込まれております。私といたしましても若い人の雇用の確保を最重点課題として、引き続き積極的に取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

二点目に、窪川地域でのコミュニティバス試験運行についてご報告をいたします。

四万十町生活交通再編計画にのっとりた路線バス網の再構築に向け、昨年度から準備を進めておりました窪川地域のコミュニティバスにつきまして、12月2日より試験運行を開始をしたところでございます。

試験運行の目的といたしましては、まず公共交通の運行されていない地域を解消し、潜在的な移動ニーズの把握を行うとともに、既存の路線バス再編を視野に入れた代替え路線としても位置付けております。運行は、窪川地域の路線バス運行会社であります有限会社高南観光自動車が乗客12人乗りの小型バスにより行い、試験運行期間中の運賃は無料といたしております。

次に運行路線の概要について、今年度は月曜から金曜までの5日間で6路線を運行し、月曜日は運行距離の少ない払川線と若井川線を同日運行、火曜日は奥呉地線、水曜日は川ノ内線、木曜日は神ノ川線、金曜日は東北ノ川線の運行を行い、各路線とも週1回の運行ではありますけれども、頻発運行することで利便性の向上を図っております。

各路線の利用状況といたしましては、運行初日はほとんどの路線におきまして10人近

い乗車があり、生活に必要不可欠な交通手段、移動手段として今後も積極的な活用がされるものというふうに考えております。

試験運行の実施期間につきましては、平成26年9月末までを予定しており、利用状況や利用者の意見等をもとに本格運行へつなげていきたいと考えております。

また今後は、新しい路線の運行だけでなく、利用者の少ない既存路線の見直しも視野に入れ、高南観光自動車管内の交通再編を目指していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

三点目に地域自治区制度の導入に向けた取組でございます。

この取組につきましては9月議会でもご報告をいたしましたとおり、8月6日に四万十町自治区検討委員会の最終答申書提出を受けて、具体的な制度案を作成し、できるだけ細やかな単位による住民説明を目標に、集落座談会を開始したところでございます。

窪川地区では10月21日の野地・家地川地区を皮切りに、来年7月にかけて51会場での開催を計画いたしており、現在13会場で説明を終えたところでございます。

大正地域につきましては、9月末から11月末にかけて10会場で実施をした車座談義を通して説明等を行ってまいりました。

十和地域については、年明けの1月から12会場で住民説明会を開催する旨を、11月27日に行われました十和の区長会で確認をしたところでございます。

また、去る11月14日には、地域自治区制度の理解を深めることを目的に、窪川四万十会館においてシンポジウムを開催をし、滋賀大学の宗野准教授による制度概要の説明、続けて先進自治体の上越市及び南会津町の職員等を交えたパネルディスカッションを行い、約180人の町民の皆さんにご参加をいただきました。町内各地におきまして人口減少や高齢化が進行する中で、これまでの取組で、地域内分権を推進するための地域自治区制度の導入に一定の理解は得られているというふうに思われますけれども、区長との役割分担、また委員の選任方法、地域協議会が地域の声を取りまとめる方法などを課題とすることのご意見もあります。今後も引き続き行う集落座談会で寄せられるご意見につきましては、制度案の見直しに反映をさせていただきますとともに、今後も集落座談会に多くの町民の皆様にご参加をいただけますよう、積極的な呼び掛けを行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、友好交流都市との災害時相互応援協定についてご報告を申し上げます。

去る11月15日、熊本県山鹿市で開催をされました友好都市交流事業の中で、これま

で本町が友好都市として多くの文化交流などを積み重ねてきました熊本県山鹿市、岡山県高梁市の2市との間で、「～石の風ぐるまをゆかりとするまち～四万十町、山鹿市及び高梁市災害時相互応援に関する協定」を締結をいたしました。

この協定は、協定市町のいずれかにおいて地震等の大規模な災害が発生をした場合に、被災した市町に対して食料・飲料水や生活必需品の供給、復旧活動に必要な資材等の提供や職員の派遣などを行い、被災市町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行することを目的としたものでございまして、今後は正式な形として、迅速かつ円滑な相互の救援活動が可能となったところでございます。

現在、南海トラフ地震等での大きな災害の発生が予想をされる中、1自治体だけでは対応は非常に困難でありまして、広域的な後方支援が受けられますことは本町にとっても非常に心強いものであります。今後も友好都市としてお互いの歴史・文化を尊重し、恒久的な友好関係を促進するため、さらなる交流と連携協力を深めていきたいというふうに考えております。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第5 報告第16号から日程第8 報告第19号までを報告後、日程第9 議案第91号から日程第17 議案第99号までの9議案を上程説明・審議・採決後、日程第18 議案第100号から日程第30 議案第112号までの13議案につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第31 陳情は、それぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

暫時休憩します。

午前 9時54分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 報告第16号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第6 報告第17号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）日程第7 報告第18号専決処分の報告について（損害賠償の

額を定めることについて）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは報告第16号から第18号までの3件の専決処分につきましてご報告を差し上げます。

本報告につきましては、いずれも町道等の町有地で発生をしました自動車物損事故について、相手方との示談が成立をしたことにより、その損害賠償の額を決定した専決処分の報告でございます。

まず、報告第16号でございますが、本年8月11日、町道里川屋敷線におきまして、走行中の車両が山手からの落石により損傷したものでありまして、この度修理費用として9万4,185円の損害賠償金を支払う旨の示談が被害者との間で成立をしたものでございます。

次に報告第17号でございますが、本年9月14日、町道戸川日吉線におきまして、走行中の車両が落石を発見したため、その落石を取り除いていたところ、新たな落石が発生をし、その落石によって車両が損傷をしたものでございまして、この度修理費用として10万7,950円の損害賠償金を支払う旨の示談が被害者との間で成立をしたものでございます。

続きまして報告第18号でございますが、本年9月21日、町立窪川小学校の敷地内を走行中、横断溝のグレーチングが跳ね上がり、車両が損傷したものでございまして、この度修理費用として3万6,800円の損害賠償金を支払う旨の示談が被害者との間で成立をしたものでございます。

以上、3件の損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第8 報告第19号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を報告を行います。

地方自治法第117条の規定により9番橋本保君の退場を求めます。

〔9番橋本保君 退場〕

○議長（宮地章一君） 提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは報告第19号につきましてご報告をいたします。

この報告につきましても、町道等の町有地で発生をしました自動車物損事故でございます。本年10月8日、町道広瀬線におきまして、走行中の車両が道路上の落石に乗り上げ、車体を損傷したものでありまして、この度修理費用として3万2,823円の損害賠償金を支払う旨の示談が被害者との間で成立をしたものでございます。

この報告第16から第19の4件中、3件につきましてはいずれも町道における落石による車両の物損事故でございます。道路管理者といたしまして深くお詫びを申し上げます。今後は町道並びに町管理施設の維持管理に万全を期す所存でございます。

以上、損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） ただいま、町長から4件の損害賠償に関する専決処分の報告ございました。

この法根拠はいわゆる国家賠償法の第2条の中で、「道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があった場合に他人に損害を生じたときは、公共団体はこれを賠償する責任がある」という中での今回の報告があったというふうに思うわけですが。

町長、管理に瑕疵があるということになるわけですが、今回は、瑕疵とは何ぞやということで、先ほど休憩の中で調べました。本来の要件に欠けるもの。いわゆる今回、当然町が管理せないかんけれども、管理が不十分であったがために、損害を与えたということになるわけですが。

町長、本町は非常に町道路線が長うございます。私も日々通っている国道でさえ落石を見掛けることがあるわけですが、たまたま今回3件、いわゆる山手からの落石による損害ということになるわけですが、本町の町道に伴う国からの地方交付税が下りてきていると思うわけですが、時間ありませんので聞きませんが、およそ25年度、本町の町道路線に伴う、距離数に伴う交付税額が町長お分かりでしょうか。3.9億円くらいが、町道があるがために国から交付税として入ってきてます。それに伴う町の道路維持管理費が

9, 000万余りというのが過去の実績のようです。

当然全額を使っているかどうかということは、人件費等もろもろかかるわけですので、その分は理解してますけれども、瑕疵があるという点では、瑕疵は取り除かなければならないのは基本的に私はあると思うわけです。瑕疵をそのままの状態で置くということはありませんが、言いたいのは、町道維持管理の予算が余りにも少ないのではないかとというのが私自身、ずっと8年間見て思うわけですが、落石ですのでどんな場合に起きるか分かりませんが、できるだけそういう瑕疵を取り除くという姿勢が立つならば、お金を投入しなければ瑕疵は取り除けないというふうに思いますが、その点、どう思うのかと併せて、3件ともたまたま十和地域ですが、せめてどういう状況の中で起きたのかというのを、場所も含めてですよ、今後ですが、恐らく職員が現場に行って現状見てると思うわけです。せめて議会にはそういった、こういった山から落ちたとか、そういうその状況、その山の状況、写真で添付してもらうことを要望したいわけですが、その点について併せてお答えください。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議員さんご指摘のとおり、四万十町は町道の延長も非常に県下の中でも突出をして高いわけでございまして、その町道を全て管理することは非常に困難性がございます。

先ほど申しましたように、交付税の中で町道に係る部分については一定額は下りてきておりますけれども、それを全て町道のほうに回すということについても、町の財政上なかなか困難性がございますが、これまでも要望箇所の強い、そして緊急性の伴うものにつきましては予算を確保して維持修繕、維持修理等も行ってきたところでございます。

これから非常に心配されますのは、南海トラフの巨大地震が起きれば、今でさえこういった落石等の事故が多発をしているわけですので、そうなった場合に町内のあちこちの町道が寸断をされ、そして急斜面の地形が多いわけですから、崖崩れ・山崩れ等で町道が通れなくなるといったようなことも想定もされます。今後はそういった南海トラフ地震の対策も兼ねて、町道の危険箇所については前もって改修等も行わなければならないというふうには強く思っているところでございますが、何分にも予算の関係もございしますが、今度の国会で成立をされました南海トラフ巨大地震対策特別措置法、あるいは国土強靱化法等のこれから運用によっていろんな補助制度も出てこようかと思っております。

ので、そういった制度を多面的に活用もしながら、できるだけ町道の維持補修については予算を割いて、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

それと、その落石等が起こった、こういった状況で起きたのか。そういったことについては今後この報告を行う場合に、併せてご報告も差し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 3 番田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

ただ町長、当然交付税 3. 9 億円余り、町道距離数に応じて交付をされているわけですが、全額ということはありませんが、いわゆる 3 億 9, 000 万円のうち 1 億弱ですので 4 分の 1、人件費等を除いてですよ、維持管理費に 9, 000 万余り、あと人件費がいかほど分かりませんが、それでも半分以下ではないかなと思うわけです。

本来交付税はそれに見合った、交付されたものを町道維持管理等に使い、交付税ですので目的は別に限られてるわけじゃないですけど、そういう趣旨が私はあるのではないかなというふうに考えています。だからこの今までの額が、1 億余りの額が交付税に見合った維持管理費用なのかどうなのか。

その点、私はちょっと疑問に思うというのは、今までの過去、今回はグレーチングはありませんが、小学校内のあるわけですが、ほとんど町道のグレーチングが跳び上がったというのは、恐らく将来的にも近々出てくる可能性が私はあるがじゃないかなと思ってますが、今度 3 月あたり。必ずそういうのがあるわけですよ。だからそれはやはり直すべきだということ。より安心・安全という町であれば、再々再々、ほかの自治体は分かりませんが、うちは結構、過去合併後 10 件以上こういう損害賠償の事故があったというふうに私は記憶しているわけですが、今後も恐らく、近々に出てくると私は思っております。そういったことを考えるならば、もう少し道路維持管理費にお金を投入して安全・安心という、町民が思えるようなまちづくりにするべきではないかなと。交付税の 3. 9 億円に見合った額を町長、どうお考えでしょうか。もう少し計上すべきではないかというふうに私は考えますが、いかかでしょうか。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 交付税のことが出ましたので、少しお答えさせていただきたいと思います。

先ほど議員さんおっしゃられた 3. 9 億円という部分ですけれども、これは道路の橋梁

費ということで交付税のほうに算入されておりますけれども、面積とそれから延長に応じ
て交付されているものでございます。

これ以外に、道路ですと過疎債なんかを借り入れまして、その償還に対しても起債の交
付税の措置がありますので、そこら辺もほかにありますけれども、参考までに申し上げま
すけれども、24年度の決算額、これの道路関係の決算額ですけれども、これが先ほど申
し上げた公債費、それから災害復旧等も含めて、道路関係で15億円余りの経費がかかっ
ております。

これに対してどれぐらいの財源が要ったかというところですが、ちょっと統計を取
っているのは、最新で21年度しかございませんので、ちょっと21年度で申し上げま
すけれども、先ほど申し上げたように、道路の関係経費が15億に対して21年度約20
億かかっております。これに対して道路関係の補助金ですとか、それから起債も借り入れ
ますし、そのほかの道路の譲与税ですとかそういったものも含めて措置されるもの。これ
を除けて実際どれぐらいの経費が一般財源でかかったかということになりますけれども、
約12億の一般財源が必要となっております。これには先ほど申し上げたように、当然こ
この中に交付税というのが入ってくるわけですが、12億円という一般財源が必要
となってきておりますので、そういったところもご承知おきいただきたいというふうに考
えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 財政班長から答弁をいただきました。

それなりに道路の維持管理にはお金をつぎ込んでいるという思いであろうと思うわけ
ですが、当然道路改良等もありますんで、私が言いたいのは、やはりこれだけの事故が多発
してると。ただ、ほかの自治体との比較、私、分かりませんが、余りにも多いのではない
かという自分の判断です。

であれば、それをどう、瑕疵を解消せないかんがですね。国家賠償法の中では、瑕疵が
あるから賠償すべきだということに書いてあるわけですね。瑕疵というのは欠陥ながです
よね。だから、それをこのまま放置するわけにはいかんだろうと、私の思いです。だから、
それならば今まで以上の、余裕があればですよ、予算を投入して、町長から先ほど答弁が
あったように、安心・安全な町という位置付けであれば、住民がそういった事故を起こさ
んまちづくりという視点が大事ではないかなという思いで私は思いましたので、もう少し、

可能な限り予算を投入して、こんな事故を起こさないという姿勢が必要ではないかなと、私は町長に答弁を求めて最後終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 最近、毎回定例会ごとにこの損害賠償の件を報告させていただいておりまして、非常に件数的にも多いなという感も自分でもいたしております。

しかし先ほども申しましたように、なかなか広い面積の中で全てを維持管理していくということは困難性がございすけれども、まずはこういったところが危険で、緊急にやらなければならないのか、そういった位置付け等も行いながら、できるだけ予算等も配備もしながら、議員さんのおっしゃられるとおり、こういったことのないように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○８番（緒方正綱君） まずは報告１８号、窪川小学校の敷地内で起こった……。

○議長（宮地章一君） 緒方議員、一応報告第１９号についてです。１８号は済みました。

○８番（緒方正綱君） １９号のこれについては過失の割合を問うてみたい、聞いてみたい。当然落石があった後に乗り上げたということで、前方不注意とか、そういうことなんかも多分入ってくるんじゃないかと思しますので、１００％ということはないと思いますんで、そこら辺についてお伺いします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答え申し上げます。

議員さんおっしゃられましたとおり、この事故は落石に車が乗り上げたということでございまして、夜間の雨の中で起こっておりまして、運転者にもこういった不測の事態に対応できるように注意して運転するという義務もあるということで、６対４、町の責任が６ということで示談が成立しております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

９番橋本保君の除斥を解きます。

〔９番橋本保君 着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第9 議案第91号志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（1工区）請負契約の締結について、日程第10 議案第92号志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（2工区）請負契約の締結について、以上、議案第91号から議案第92号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第91号志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（1工区）請負契約の締結について及び議案第92号志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（2工区）請負契約の締結について、以上、二つの議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本2議案は、志和地区の津波避難対策として2か所の避難広場及び避難路整備に係る工事請負契約の締結に関する議案でございます。

志和地区では南海トラフ巨大地震における新たな津波対策の津波対応も含め、志和地区津波避難計画を地域住民参画のもと、見直しを行ってまいりました。最大クラスの津波にも対応できる避難施設の場所につきましては、旧小学校裏山に浦分地区を含む地区全体の防災拠点広場、郷分地区では志和天満宮横及びヒショケ谷に避難広場をそれぞれ新たに確保する計画案がまとまりまして、これまで測量設計等を行ってきたところでございます。

今回ヒショケ谷避難広場を除く2か所の実施設計完了に伴い、1工区として旧小学校の裏山の海拔21mに440㎡の拠点避難広場と避難路、2工区として天満宮横の海拔18m地点の避難広場363㎡と避難路の整備をそれぞれ行うものでございます。

入札の状況でございますが、この二つの議案とも10月24日に四万十町公告第62号及び第63号によりまして、地域密着型一般競争入札の公告を行いました。議案第91号の1工区では6社より入札参加申請があり、参加資格等を確認後、11月21日に6社による一般競争入札に付しました結果、有限会社松本建設が5,800万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税額及び地方消費税290万円を加えました6,090万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

また、議案第92号の2工区では5社より入札参加申請があり、5社とも参加資格があるものと認められましたが、その後1社が入札を辞退されましたため、4社による一般競争入札を11月21日に実施をいたしました。その結果、株式会社生田組が5,050万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税額及び地方消費税25

2万5,000円を加えた5,302万5,000円で工事請負契約を締結しようとする
もでございます。

本二つの契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十
町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議
会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお
願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（1工区）請負契
約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決さ
れました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号志和地区津波対策避難経路・避難広場整備工事（2工区）請負契

約の締結についてを採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第11 議案第93号平成24年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第93号平成24年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成24年9月21日の第3回定例会において議会の議決を受けたものでございますが、建設工事を進めていく中で、当初設計では見込めなかった事案がいくつか発生をしたことにより、工事の内容を一部変更しようというものでございます。

主なものとしたしましては、基礎工事の地盤掘削中に旧国鉄時代の列車転車台基礎が地中障害物として発見をされましたので、高知県環境対策課の指導もあり、産業廃棄物として処分をすることといたしました。

また、自由通路に接続するよう設置する大階段について、当初設計では全て木造とする予定でございましたけれども、耐用年数やメンテナンス改修時のコストなどを比較検討した結果、下地を木造から鋼性に変更をすることで耐久性を向上させたほうが良いと判断をできましたため、変更をすることといたしました。

今回の工事変更は全部で19項目となり、直接工事費として増額となる変更が1,214万6,000円、減額となる変更が408万円となるものでございます。請負構成や消費税を加味した契約金額の変更総額は898万9,050円の増額となりまして、変更後の契約金額は7億198万9,050円となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 事前に議案の資料をいただいております。その中で、その変更リストの中でちょっとお伺いします。

3番の鋼製型枠に変更した、それから4番の山留め工。いずれも工程回復というか、圧縮ということでお知らせをもらってますが、その工程が遅れているかどうか、そこら辺、工程の遅れがあるのかどうか。それと、その工程を短縮するために山留め工が必要なのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、変更リストがありますが、3番目にラップルコンクリートということで、いわゆる基礎の底から支持層、この場合免震装置までですけども、それを打設するコンクリートがラップルコンクリートということです。そのまま地盤を掘削してコンクリートを流し込むよりも、型枠を打って工事を仕上げたほうが工期の短縮にもなりますし、コンクリートの量の減ということが今回の変更であったところです。

全体的な工程の遅れというのはありませんで、11月末現在、東庁舎については約80%の進捗となっております。

それから、二点目の山留め工ですが、お手元の資料4ページのほうに平面図がございます。これについてはJRの官舎が、工事当初からずっと並行してJRが使用をしております。東庁舎の掘削をする際にかかなり近いところまで影響があるということで、矢板を打ってJRの宿舎の乗員の皆さんの、日々使いますので、そういった影響を避けるために山留め工の中で矢板施工したところであります。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 説明資料に入ってます、13号。変更理由については今、提案が説明の中でありました。

ただ、ちょっと私疑問に思うのは、設計当初は大階段は木造で全てやる予定じゃったと。しかし耐用年数やメンテナンス改修時に必要となるコストと比較検討した結果ということ

で、下地を木造から鋼製、いわゆる鉄板ということなんでしょうか。

確かあそこは本庁舎入り口階段というのがですね。あそこは屋根があったかどうか、ちょっと私記憶にないわけですが、じゃ、どう検討して、当然木造と鋼製、鉄板等については、当然耐用年数は鉄板が多いわけですが、下地だけ変えると。上だけ木造にするというような、木の板という捉え方じゃろうと思うわけですが、逆に木が先に腐りやすうなりやせんかえと。というのは乾燥がしづらうなる。屋根がなければですよ。あるかないかちょっと分かりませんが。ないとするならば鉄板をやってその上に板を敷くとなりや、板の下側の鉄板との触れ合うところは乾燥ができん状態になりますわね、普通。素人ですよ、私考えたのは。それならば余計、木の階段が腐りやすくなるんじゃないかなと私は考えました。そういうところまで考えた結果こういうことにするんでしょうが、一つは屋根があるかどうかで大きく変わってきますので、その点と、屋根がないとなれば、鉄板を下に敷いて、その上に板乗せるとなると、鉄板と木の下の間は乾燥せんいうことはこれ、間違いないと思うわけですが、逆に余計改修頻度が高くなる思いを持っていますが、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 二点ほどご質問がありましたが、まず一点目ですが、屋根はありません。今回の変更リスト、東庁舎の階段部分になるわけですが、階段部分の上空には屋根はございません。説明資料にありますように、階段の構造部をスチール製として、その上に木材を施して階段等を施工をするということであります。

一番の変更理由としましては、ここにありますように、提案説明の中にありますように、まずは階段の骨格になる部分を鋼製に変更をすることによって耐久性を向上させたいということと、合わせて全部を木材でやる場合と土台部分を鋼製にすることの比較を行いました。当然木材の部分については屋根がありませんので、恐らく10年か15年ぐらいで一部腐食等も見受けられるということになりましたら、そういった部分の取替えということは発生するかと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） いや、私が言いたいのは、例えば階段を、木材全部使うて階段にする予定だったと。しかし耐用年数考えたときに、もたんの、いわゆるスチールにして、その上へ板を貼り付けるということでしょう。

そしたら私が言いたいのは、板と間の隙間に当然雨が来ますわね。木材使うて、また横

から雨が下部に入ってくりゃあせんかよと。そしたらそこが乾燥ができませんのでね、絶対に。だから余計、スチールはそれはもつでしょうが、木材の腐食が早まりはせんかなと。それやったら全部木材にして、天気が晴れたら上と下の下面も、木というのは必ず乾燥しますんで、そのほうがトータルではお金がかからんのではないかなと。あなたは、ただスチール製が耐用年数が高いという思いではないかと私は提案説明を聞いておって思いましたので、そこらはどう考えるかという点ですよ。普通は木造やったら木造のほうが乾燥もしやすいし、木造住宅というのはそうながですよ。湿気持っても、晴れたらすぐに乾燥するから和風の住宅がいいがですよ。わざわざ鉄板を敷いて、その上板並べて、腐食が早まると私、素人でも考えますが、そこらは設計者どう言ってますか。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 当然、鉄製と木材部分ということで、隙間は当然あります。今回使用する木材については、防腐剤の当然注入を行いまして、しっかりと乾燥を行いまして、その上に保護処理をするという施工をしておりますので、先ほど申し上げましたように最低10年以上はもつというふうに判断をしているところです。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 私も経験があるがですよ。ビニールハウス持ってます。必ず防腐剤加工をしています。決して10年もたんがですよ。それも鉄製の上に板を敷くがですよ、谷の場合にね。防腐剤加工した木材ですよ、外国製の。それでも10年は全然もたんわけですね。だから私は木材でずっとやったほうが逆のコストが掛からないんじゃないかと、私は素人考えですが、設計士はどう、そこら辺がね。スチールですので底は腐らんがですよ、その上の木が腐るので再々再々取替え、防腐剤加工してもですよ。それは分かってますよ、当然防腐剤加工するがでしょう。下地のほうは絶対乾かんがですよ。腐りも早くなるわけです。だから10年私はもたんということが経験の中でありますので、トータルで考えたときにはやはり木造のほうが安くつくのではないかと私は思いましたので、専門的な見地を持ってませんが、私の経験から言えますんで、思いますんで、そこら辺は設計士はどう考えるでしょうね、耐用年数の問題。木材の取替えの部分。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 仮に骨格の部分も全て木材でやるということになりますと、議員ご指摘のように、根本から全てやり替えをする必要が発生します。それよりも今回は階段部分の、下の構造部分については鋼製を利用をして、その上に防腐加工を処理した木材

を施工するという工法のほうが耐久性、それから当然木質庁舎ですので、防腐処理をした木材を使うことによって庁舎との見合いといいますか、外観も一致するということを判断したところであります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私も一点ですが、まず現場変更リストのところで6番の項目あります。3階の委員会室のスライディングウォールの1か所中止ということですので、変更理由をお尋ねするんですが、将来新しい議事堂の横にこの委員会室ができるということで、我々議員団の委員会の活動の部屋ということですが、当初この計画の図面を見ても、仕切りということですが、1か所仕切りを外すということの理由。機能的な形のことを言うものなのか。我々委員会活動を今からするわけでありましてけれども、事前のお話をどうもいただいてなかったような気がいたしますので、再度そのあたりの変更の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 今回3階の委員会室の部分になりますが、当初三つの仕切り、3分割にして使用をするという計画でありましたが、それにしますと各常任委員会7人、また執行部等も出席をしますと10人を超える場合も発生をします。3分割にすると少し狭あいさも感じるというふうに判断をしまして、今回この委員会室については二つに仕切るということで変更をさせていただきたいということになります。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 狭あいという意味合いであろうかと思いますが。議会、今改革もあったり議員定数の話もありますけれども、将来的にやはり委員会、3委員会で行こうというような今スタンスであるように思いますので、委員会活動するにおいて、やはり機能的にそういうことを考えれば、三つの部屋があって、所定の委員会がそこそこで同時に開催できるようなことであればなという思いがありましたので、今後は、もしこれをどうしてもこういうことで二つの部屋ということであれば、また議会としてやはり工夫しながらやっていかないかという思いでありまして、大変、せっかく造って、新しい委員会室が出来上がるわけでありまして、残念な気持ちもありながらお尋ねをしたわけでありまして。そういうことで、もしそういった代替案的な、委員会活動において部屋の確保等々というような腹案があれば、今の段階であればお伺いしておきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 委員会室が２分割ということで、委員会活動等々にも多少の影響があるのではないかとのご指摘であります。

３階の部屋の構成については図書室もありますし、当然議員控室も、２分割、３分割した広さに匹敵する面積を有した部屋がそれぞれ、これ、委員会以外にも２か箇所ありますので、こういったところも利用いただいて各委員会活動の充実を図っていただきたいということであります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第９３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９３号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

議案第９３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第９３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１２ 議案第９４号平成２５年度新庁舎備品購入事業①事務机・イスグループに係る売買契約の締結について、日程第１３ 議案第９５号平成２５年度新庁舎備品購入事業③会議用机・イスグループに係る売買契約の締結について、日程第１４ 議案第９６号平成２５年度新庁舎備品購入事業⑤ブラインドグループに係る売買契約の締結について、以上、議案第９４号から議案第９６号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第94号から議案第96号までの新庁舎備品購入事業に係る3件の売買契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第94号事務机・イスに係る売買契約についてでございますが、本契約につきましては、新庁舎の建築に伴う職員に配置する事務机及び事務用イス等を購入するものでございます。

本契約につきましては5者を指名して競争入札を行いましたが、事前に2者から辞退届が提出をされましたので、11月14日に3者による指名競争入札に付しましたところ、有限会社くにさわが2,075万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税及び地方消費税103万7,500円を加えました2,178万7,500円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

次に議案第95号会議用机・イスに係る売買契約であります。本契約につきましては、新庁舎の会議室や待合スペースに配置する会議用机及び会議用イス等を購入するものでございます。

本契約につきましては5者を指名して競争入札を行いましたが、事前に2者から辞退届が提出をされましたので、11月14日に3者による指名競争入札に付しましたところ、有限会社くにさわが1,000万円をもって落札をいたしましたので、落札価格に5%の消費税及び地方消費税50万円を加えました1,050万円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

最後に議案第96号ブラインドに係る売買契約についてでございますが、本契約は新庁舎の執務室等に設置をしている窓ガラスに遮光性及び遮熱性の高いブラインドを購入するものでございます。

本契約につきましては5者を指名して競争入札を行いましたが、事前に1者から辞退届が提出をされましたので、11月14日に4者による指名競争入札に付しましたところ、ホームセンターマルニ窪川店が470万円をもって落札をいたしましたので、落札価格に5%の消費税及び地方消費税23万5,000円を加えました493万5,000円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

以上、3件の契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） ９４と９５号について質問いたします。

新庁舎の建築に伴う職員に配置する備品、会議用イスの購入については現在、現庁舎で使用している備品は可能な限り利用し予算の圧縮を図っております。数量不足や規格等合わない備品の購入について購入するというふうに提案されていると思いますが、これのどう言いますか、使えるか使えないかの判断は誰がしたのかということと、それぞれ廃棄する数といいですか、についてはどれぐらいあるかということと、それから必ずしも庁舎で使わなくても他の公共団体に使う場合も多少あると思いますが、そういう点についてはどういうことが考えられるのか、それぞれお答えしていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 今回、職員の机・イス等については、４番議員がご指摘があったように、古いものを転用するのか、また新たにどれぐらいの机・イスを購入をするのかということについては、委託業者さんのほうにお願いをしておりました。全ての備品の数の調整であるとか、現在の役場で使っている備品等について全てリストを作っていて、転用できるもの、廃棄するものというふうに整理をさせていただいたところです。

具体的にどれぐらいの机・イスを廃棄するのかという数については、今手持ちの資料はございませんが、独立机、課長・副課長が座っておりますスチールの机・イス等については新庁舎のほうに全てと言っていいほど移転、転用して古いものを使っていきます。イスについても、現在使っているイスはほとんどが転用することになっていたかと思います。新しく購入する部分については会議室であるとか、町民の方の憩いのスペース、そういったところは全て新規の購入ということになります。

それから、じゃ集落へ、地域の方へというご質問であります、そこについてはぜひ各地域のほうに呼び掛けをして、地域優先で引き取っていただくと。そういうことを庁内でしっかり内部調整をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君）　こういう古い建物を壊して新しい、どう言いますか、建物を造るときは相当古いそういう机とか備品が発生するんじゃないろうかと素人的に予測するわけです。しかし、個々に考えたときに非常に捨てられる部分についても、まだまだ使えるというのが当然あるというふうに想像されるわけです。それについての、先ほど課長がおっしゃったように、集会所に使っていただきたいというふうなことも想定されると思いますけれども、くず鉄として販売する、処分されるということも当然あると思います。そのさび分けをきちっとしていただきたいということと、併せて個人なんかにも、最終的にそういう欲しい方に譲ると、町民に譲るというふうなことも必要ではないかというふうに思っております。その点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君）　ちょっと注意をしておきたいと思います。

質問内容が契約についてでございますが、今の質問はどちらかと言えば一般質問で取り上げるような質問じゃないかと思いますので、注意をしていただきたいと思います。

（４番岩井優之介君「はい、分かりました」と呼ぶ）

答弁ありますか。

企画課森武士君。

○企画課長（森武士君）　当初、今回この備品を購入する購入計画を策定するに当たっては、当然処分、くず鉄処分、こういった部分でどれぐらいお金が発生するのか、どれぐらいの金額で売れるのかということも検討はさせていただきました。

ちょうど２年前というのはまだまだ不況ということもあって、なかなか、かえって処分料に高くつくということがありましたので、今回については、まずは先ほど申し上げましたように、集落であるとか、そういったところにぜひ、お声掛けをさせていただいて、集落で引き取っていただきたいという考えがございました。それと、個人についてはちょっと、その辺までまだ総務課・管財課との調整ができておりませんので、検討させていただきたいというふうにお答えさせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君）　岡峯久雄君。

○１９番（岡峯久雄君）　それでは議案９４号から６号、一括ということですので、まず９４号、５号について、非常に落札率、９９．８１、９９．５１とそれぞれ非常に高い落札率となっております。それと９６号については４２．５７と非常に低い入札率となっておりますが、そこでちょっとお伺いしたいのは、９５号については失格になっている業者が入札心得第１１条第１項第７号に該当するということですのでけれども、説明資料の根拠の法令

にもないですし、自分なりにちょっと調べてみましたが分かりませんので、その入札心得についてお示しをしていただきたいのと、その業者が失格になっておりますけれども、その入札金額については公表できるのかどうか、その点について伺います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 13ページの入札心得第11条第1項第7号というのはどういうことかということだと思いますが、これは、予定価格を事前に公表しているのに、予定価格以上の入札金額を入札してしまったので失格となりました。

そしてもう一つ、これを公表しないかということですが、失格の場合につきましては入札価格は公表しておりません。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 分かりました。

次、議案96号ですけれども、先ほど言いましたように、非常に落札率が低いわけです。逆に言うと、予定価格、設計単価が高いわけですが、予定価格が1,104万ですが、それで落札金額が470万。ほかの入札結果と見ると非常に差があるわけですが、こういった状態、結果というのは執行部側としてどう捉えているのかと、それと、これはもちろん物によったりもするのかなというのは思いますけれども、予定価格の、この件についての算定方法はどういう根拠でやったのかということについて伺いたいと思います。

議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 予定価格の決定方法、そして96号のブラインドの落札率が低いというところですが、まず96号のページ15ページですが、ブラインドにつきましてはこの入札記録を見ていただきますように、入札価格が全体的に予定価格よりもかなり低くなっています。

これは聞き取りを、入札後に聞いてみますと、イス・机なんかの完成品というか、直接できたものを渡すものと違って、ブラインドとか例えばカーポートなどの別途工事なんかがある場合なんかの備品については、ある程度仕入価格を低くすることが可能だというように聞いております。そういったことで落札率が低くなったんだというように分析をしております。

また、予定価格の決定方法というご質問でございますけれども、四万十町の契約規則第14条の2項で、予定価格につきましては取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数

量の多寡、履行の期間の長短を考慮しまして適性に設定することとしております。今回につきましては、当初の物品購入でも実例価格や見積り、業者による卸売価格等も参考にするとともに、需要の状況や納期、納入することができるかどうかなどを考慮して設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、私は指名入札業者の点でお伺いしてみたいというふうに思います。

先ほどの提案の中で、指名をしたんだということの中で、94号、95号、96号を見たときに気になるのは、私は初めてこういう、高知はた農業協同組合十和支所が町から指名があったということは、四万十町になって、はた農協十和支所に指名するようなことが私はなかったのではないかなと。今回は「入札に参加してくれ」という町は言うたけれども、「いや、私は結構です」と言うて3件とも入札を辞退してますわね。3件ですね、確か。2件か。3件ですね。

私はこれどう見るか。町は何のためにはた農協十和支所をお願いして、いや、私は結構ですと3件とも入札を辞退してますわね、結果としてですよ。これをどう見るかということは、私非常に理解に苦しみます。過去に、四万十町になって、いや、十和支所は参加資格もあって、参加をしてもらって、入札も参加してもらったというのは議会サイドでは初めてじゃと思うわけですが、過去の実績の中ではた農協の十和支所がどんな入札に参加したのか、議会では分からんと思うわけですね。それがどうなのか、非常に理由が分かりません、指名した。それやったら、高知はた農協以外に四万十農協もあるがじゃないかえと。指名しても入札辞退するかどうかは農協の勝手ですので、なぜじゃ、はた農協だけに指名をし、JA四万十には指名せんがやというのが私の単純な疑問ですが、お答えください。

議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） まず最初に、今、四万十農協さんが出ておりましたけれども、四万十農協さんは指名願を四万十町に出しておりませんので、この方が参加することとはございません。

入札の辞退をどう見るかというところなんですけれども、今までも何度か説明はしてお

りますけれども、入札に参加するかしないかについては、業者が自分の経営状況、発注状況、そして今回の事業なんかの事業の算出なんか総合的に判断して、自分で入札に参加するかしないかを判断します。業者は選択の自由があり、発注側がそれについて参加してください、しなくてもいいですとかそういう詮索はすることはありません。今回も前日に辞退届がはた農協からは出てきておりますが、今後の発注参加に期待をしたいというように考えてます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それと、この入札結果を見ての結果論から私考えたときに、それぞれ94と95号、同じような机とかイスであるに関わらず、二つに分離発注をしたというのは、それぞれ地元の業者さんに取ってもらいたいという思いの中で分離発注をしたけれども、結果的としては1の業者さんだけが落札したという結果なのかなのかなのか。

それと96号は、94、95については大体5業者ずつが入って、96だけはある業者さんは指名を外して新しい、名前言いませんが指名をしますよね。なぜ96だけは、94、95の指名した業者さんは入れなかったのか。ちょっと参加せんけんいうて、指名ですので、参加してくださいというお願いながでしょう、指名というのは。ちょっとそれは僕分かりませんが、そんなことは経験ありませんので。指名というのは、入りませんかというのか、参加してくださいというお願いなのか。なぜ96だけは94、95の入札に参加された方が入らなかったのか、入れなかったのか。ちょっと理由をお聞かせください。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長宮地正人君。

○管財契約課長（宮地正人君） 先ほど町長も説明しましたけれども、まず今回の新庁舎の備品購入につきましては、町内の業者さんに参加し競っていただくことも考慮して5つのグループに分けました。そして、その中で指名競争入札をし、結果としては今回こういう形になったところでございます。

議員さんご質問のように、なぜ95と96の指名業者が違うのかというところですが、指名願の中には、備品の中でもこういうものだけは、例えばイス・机は取り扱えます、ブラインドなんかは取り扱えますという、それぞれの項目で指名願が出てます。ですから、それを見て指名業者を選定したところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号平成25年度新庁舎備品購入事業①事務机・イスグループに係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号平成25年度新庁舎備品購入事業③会議用机・イスグループに係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号平成25年度新庁舎備品購入事業⑤ブラインドグループに係る売

買契約の締結についてを採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第15 議案第97号平成25年度携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第97号平成25年度携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結についてご説明を申し上げます。

本契約につきましては、携帯電話不感地区を改善にするに当たり、携帯基地局整備事業のため、株式会社NTTドコモから専用の携帯基地局用無線通信設備品一式を2局分購入するものでございます。

携帯基地局整備事業につきましては、町が携帯基地局の整備を行い、各電気通信事業者が町で整備した携帯基地局を使用して携帯電話サービスを行うものでございまして、基地局の整備に当たりましては、基地局に電気通信事業者専用の無線通信設備を設置する必要がありますため、無線通信設備品一式を随意契約により購入をしようとするものでございます。

本年度につきましては中神ノ川地区及び大井川地区において整備を計画いたしており、このため株式会社NTTドコモから専用の無線通信設備品一式を購入するように見積りを徴しましたところ、同社より997万7,000円の見積書の提出がありましたので、5%の消費税及び地方消費税49万8,850円を加え、1,047万5,850円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

なお、購入をいたしました物品につきましては、後日、無線機器設置工事業者により携帯基地局に取付け、携帯サービスが開始できるような計画となっております。

本売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますよう

ろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第 97 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 97 号平成 25 年度携帯基地局整備事業に伴う無線通信設備品一式売買契約の締結についてを採決します。

議案第 97 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 16 議案第 98 号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第 98 号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず整理番号（窪川）337 号本在家花ノ木線でございます。当路線は県道七里仁井田線より分岐をした地域の生活道でありまして、路線の沿線上に住家が 4 戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

続いて整理番号（窪川）689 東大奈路線でございます。

当路線は東大奈路地区に計画をされておりますホテル等への進入路となりまして、ホテル等の開業時には地域住民の雇用も確保されますことから、町道に認定をし、起業者と協力をして整備を行おうとするものでございます。

以上、2路線の町道の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 提案説明ありました。

本在家花ノ木線、整理番号は337ですが、「9月議会において採択された路線で」という、わざわざここ、書いてるわけですが、町として今回提案があったのは、今までははっきり認定するのを忘れちゃったという認識なのか。地元から陳情があつて議会に採択されたから今回認定に付そうという、いわゆる執行部の考え方、基本的なね。それはどうお考えですか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 本在家花ノ木線のご質問ですが、当然これ、9月議会におかれまして要望書が議会議長宛てと四万十町長宛てに2通来ておりまして、執行部として、町のほうも当然現地は把握して認定でいこうと。議会のほうも産業建設常任委員会のほうで採択となっておりました。

議員おっしゃるように、なぜ気が付かざったかというようなご意見だと思いますが、この地区におかれましては、どこの地区も窪川地区、かなり圃場整備事業が進みまして、県営の圃場整備事業の中で、進入路等が農道としてまた4mの拡幅工事等がなされた地区でありまして、現在はその農道等も利用して、この25ページの平面図に載っておりますが、県道から県道へ巡回できるような形に結構なっております。

これについて、うちのほうも全地区をいろいろ町道の維持管理で回っておりますが、なかなか気が付かない点もございまして、たまたま要望等が上がってきた際に、今回9月議会へ要望等が上がった際に認定せないかんという認識が出て、採択いただきまして、今度この12月議会で認定議案として提案させていただきました。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） その点は分かりました。農道として整備された道だということですね。ですね。というのは、舗装がないと見ていいのかなのか。

というのは、先ほど質疑でも財政班長からもあったけれど、町道の道路改良もやってますという中で、町道認定することによって交付税が来ます。337mにして何ぼか分かりませんが、それに伴う改修工事。そこらあたりも十分見ながら、この地形見たら、農道でそこそこの道があるのかなと、まあ現地知りません。が、しかし、舗装もしてないので舗装もせないかとかいう、今後のその何言います、お金も含めてというのが私は大事ではないかなと。ただ、どこもかしこも町道認定したらええという、私は個人的には考え持ってませんが、今後の維持管理も含めて、妥当性も含めて検討をされてきたのかなのか。今回たまたまこれを言いますが、これは舗装せないかんがでしょうか。それなら工事費用が要るとかいうことがあれば、現地知りませんで申し訳ありません、お答えください。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 当然町道の認定要望というのは現在の道を改良してほしいとか、当然舗装が欲しいというのが主になっております。この路線につきましても現在、舗装はなされておられません。

ということは今後、認定後は町道として維持管理していく上では、当然舗装については工事も検討をさせていただいて、順次やっていく予定はしておりますが、今日最初のほうでも議員が述べられました町道の維持費の絡みがありまして、なかなか認定即舗装というのは現実的にはできておりません。実際のところ行くと、認定になってから約1年ないし1年半ぐらいの期間が待ち時間といいますか、舗装が欲しくて認定ということになっておりますが、その期間については道路維持費との絡みがありまして、うちもなかなか追いつかないのが現状です。今後は当然町民の要望に応えられるように予算の獲得も町長もやるということですんで、道路維持についてはどんどん進めていきたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 私が言いたかったのは、当然町長にも議会にも陳情があったと。「議会で採択された」というて殊更書くわけですね。

だから執行部として議案が採択されても、町長の姿勢として、いや、これは余りにも今後金がかかるので認定はできんという姿勢がないと、議会で認定されたものが全て提案されるということが、本当に今後ですよ、いいのかなのか。やはり町長がしっかりと姿

勢を持ってもらわんと、維持管理費もかかってくる、今言うたように距離もほかの自治体に比べて多いという中で、ただ単に認定すればええというものではないし、今後の維持管理、改良・補修等も含めて、そこらを総合的に判断をしてもらわないといかん部分も私は出てくるがやないかなと思うわけです。そこらはしっかりと、特に担当課長は当然それぞれの委員会で話も聞かれると思うがですよ、担当課長。そういうふうに、いかんならいかなと言える、そういう私は執行部であってほしいと思うわけですね。いや、考えたけれども、今までは執行部としては認定した案件ではないとかね、そういう姿勢を持ってもらわんと、議会がそういうからというような姿勢で、今回もそういうがじゃないかなと。議会が9月に採択されたので、提案の仕方のような感じで見受けられるわけですよ。町もそういうことであるという形で書きゃええけど、議会が採択されたいうて、殊更議会議会と書いてますんで、そこらが何か、議会が認めにゃ町は認めんかえという姿勢で読み取れるわけですよ。そこら辺の姿勢はしっかりと持ってほしいと思います。

以上です。町長いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

今年度、町としてもいろんな要望ありました。この中に議員おっしゃるように、議会と議会の常任委員会と一緒にあって現地も見にいきました。その中でやはりできんのはありました。それについてはまたうちの今やっております別の事業もありますんで、町道の認定じゃなしにそっちの事業へというので、そっちをお断りして、そっちの事業で対処して現在舗装も完成したような事例もございます。それで全て議会が町がということで認定はしておりませんので、さび分けは担当課としてもやっておりますので、一言申し添えておきます。

以上です。

（3番田邊哲夫君「分かりました。ありがとうございます。」

と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） わざわざ質問しなくてもいいようなことなんですけれども、確認の意味で。

整理番号689の大奈路のほうですけれども、24ページの説明資料ではこれ、延長の

距離が１２０ｍなんですけれども、２６ページの平面図が起点から終点が１７０ｍと。だから執行部の皆さんでも気付いた方いると思うんですけれども、５０ｍもの差があります。これ、訂正するんであればどちらかの訂正が必要かなと思うんですけれども、この点についてお願いします。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員ご指摘のとおり、申し訳ございません。平面図と違うちやいます。１７０ｍの訂正をお願いしたいです。延長は。路線延長は平面図のように１７０ｍの延長となっております。こっちの概要に載っております延長１２０を１７０の訂正で、申し訳ありません。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 大変申し訳ございません。議案資料の９８号の路線番号６８９の延長については、１２０は誤りでございまして、１７０に訂正させていただきたいというふうに思いますが、この訂正になった理由を少しお話しさせていただきたいと思います。

全員協議会の中でも生田組さんのホテル等の建設については、一旦ご説明も差し上げたところでございますが、当初はこの図面の町道の右側にホテルの建設予定ということで、ご説明のほう申し上げておりましたが、設計業者さんが決まった段階で、この右側の比較的狭い土地ではホテルとしてどうもというご意見があったようでございまして、右側のところから当初、商業施設用地的な広場であったところのほうの奥側にホテルを造るということで、１１月の終わり頃にうちのほうに報告がございまして、町道の延長がそれによって若干延びましたので、議案説明資料のほうを訂正するのが抜かっておりました。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ただいま執行部のほうから延長について訂正がございましたが、審議中の議案の提出につきましては議会の許可が必要というふうにうたわれておりますので、先ほどの訂正について許可を求めたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 異議なしということで許可いたします。

ほかに質疑はありませんね。

(「休憩にして」と呼ぶ者あり)

○議長(宮地章一君) 暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(宮地章一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号町道路線の認定についてを採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(宮地章一君) 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(宮地章一君) 日程第17 議案第99号字の区域及び名称変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長(高瀬満伸君) それでは議案第99号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施しましたことにより、大字高野、大字若井川、大字若井地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮地章一君) 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第 99 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 99 号字の区域及び名称変更についてを採決します。

議案第 99 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 18 議案第 100 号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、日程第 19 議案第 101 号行政機構の改革に伴う関係条例の整理について、以上、議案第 100 号から議案第 101 号までの 2 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第 100 号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について及び議案第 101 号行政機構の改革に伴う関係条例の整理について、以上、2 件の条例の整理について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 100 号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。平成 25 年度の税制改正によりまして、国税においては延滞税、利子税、還付加算金について、現在の低金利の状況に合わせた引下げが行われ、この国税の見

直しに合わせまして、地方税におきましても地方税法の一部を改正する法律によって同様の見直しが行われたところでございます。本議案はこの地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におけます税外収入の延滞金・分担金等の率について、所要の改正を行うものでございます。

自治体の税外収入につきましては、地方自治法第231条の3の規定により、条例によって手数料や延滞金を徴収できると、そういうふうにされておるところでございますが、この延滞金は解釈上、地方税の延滞金と同額にすることが適当とされておりますことから、本町条例において延滞金の規定があります四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例、四万十町分担金徴収条例、四万十町介護保険条例及び四万十町後期高齢者医療条例の4条例について、地方税法の一部改正に合わせた改正を行うことといたしております。

次に、議案第101号行政機構の改革に伴う関係条例の整理についてでございます。

本町では新庁舎の完成に合わせて、平成26年4月1日付けで機構改革を予定しているところでございます。今回の機構改革は、近年頻発する自然災害と南海及び東南海地震に対応するための危機管理課の新設を始め、第2次四万十町行財政改革大綱に基づき、行政のスリム化を図るため課の統廃合を行うものであります。環境課については、汚泥処理再生センターの建設に一定のめどが立ちましたため町民課と統合をし、町民環境課といたします。また、併せて町民環境課の課内室として、四万十川の再生と保全を推進するため四万十川対策室を設置し、昨年8月に公布をされました子ども・子育て関連3法に対応するため、本町の保育業務を教育委員会に委任し、幼保・小中連携を図るものでございます。

その他、管財契約については、契約業務及び財産管理を総務課業務とし、国土調査につきましては建設課の課内室へ位置付け、業務の一層の推進を図りたいと考えております。

総合支所につきましては産業建設課を地域振興課に統合し、2課体制とし、総合支所機能を引き継いだ地域振興局に改めるものでございます。

なお、今回の総合支所機能の見直しにつきましては、平成22年10月に大正・十和両地区審地域議会に諮問を行い、平成23年1月に概ね同意する旨の答申をいただいているものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第101号までの2議案につい

て、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１００号から議案第１０１号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２０ 議案第１０２号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について、日程第２１ 議案第１０３号四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、以上、議案第１０２号から議案第１０３号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１０２号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について及び議案第１０３号四万十町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、以上、２件の条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の２案件の条例改正につきましては、平成２４年度より建築中でありました認定こども園たののが本年度中に完成する予定であり、完成後におきましては、町立田野々保育所を新園舎へ移転することとしていますことから、田野々保育所の位置を四万十町大正３５４番地２から四万十町大正３８８番地へ改正するものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１０２号から議案第１０３号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１０２号から議案第

１０３号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２２ 議案第１０４号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日程第２３ 議案第１０５号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について、以上、議案第１０４号から議案第１０５号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１０４号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第１０５号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について、以上、２案件の条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１０４号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は、町の設置する一般廃棄物の処理施設に係る能力及び処理料金の規定について改正を行おうとするものでございます。

一点目の改正は、条例第１８条におきまして、施設で処理する１日当たりの最大受入量としての規定をしているところでございますが、これらは施設の持つ１日当たりの処理能力であることから、見直しを行うとともに、現在建設中の汚泥再生処理施設につきましては、若井グリーンセンターとして旧施設の３５ｋℓ から、新施設の４４ｋℓ への処理能力改正を行うものであります。

次に二点目の改正といたしまして、別表廃棄物処理手数料について、し尿等を施設投入時に計測する方法が、これまでは体積での料金規定といたしておりましたが、新施設におきましては重量計で計測することから、重量による料金規定に改めることといたしております。

次に、議案第１０５号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例におきます関係箇所の改正を行うものであります。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正内容でございますが、法律の施行に関連しまして公営住宅法施行令が改正をされ、条例が引用していた条文が削除をされましたため、この削除されました箇所について条例で規定をすることといたしております。

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございますが、同法における被害者の規定に配偶者以外の交際相手からの暴力に関する規定が加えられたことに伴い、本条例に当該規定を追加しようとするものであります。

以上２議案につきまして、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１０４号から議案第１０５号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１０４号から議案第１０５号までの２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２４ 議案第１０６号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第１０６号平成２５年度四万十町一般会計補正予算（第３号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、旧家地川小学校屋内体育施設改修事業に係る基本設計を始め、平成２４年度国の補正予算（第１号）関連事業の実施に伴い交付されます地域の元気臨時交付金への財源組替えや、町債の繰上償還に伴う公債費の元金償還金のほか、本年７月以降に行わ

れました電気料金の値上げに伴う光熱水費の見直しや、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要等に対応するため、地球温暖化対策設備設置費補助金等の追加補正を行うなど、事業の効果的な実施と事務事業の遂行に当たって、早急に対応せざるを得ない経費についての予算措置となっております。

それでは歳出予算の主な内容についてご説明を申し上げます。

初めに、平成24年度国の補正予算（第1号）関連事業の実施に伴い交付されます地域の元氣臨時交付金についてご説明を申し上げます。

詳細につきましてはお配りをいたしております補正予算説明資料の9ページから10ページに記載をいたしておりますが、この交付金は平成24年度国の補正予算（第1号）に伴い、国が緊急に実施をいたしました追加公共事業等の経済対策におきまして、地方の資金調達に配慮をし、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別措置として創設をされたものでございます。

なお、交付金の算定方法につきましては、各地方公共団体における追加公共事業等の地方負担額をベースに算定をされますが、財政力の弱い団体に配慮をし、財政力指数に応じて7割から9割の交付率を乗じて算定をされることとなっております。本町の場合は最大の9割の交付率による算定となっております。

また、交付金の使途につきましては、実施計画に掲載をいたしました起債対象となる地方単独事業や基金への積立てなどに充当可能とされております。

次に本町の交付限度額でございますが、補正予算説明資料の9ページに記載のとおり、平成24年度一般会計補正予算（第5号）並びに平成25年度一般会計当初予算及び簡易水道事業特別会計当初予算に計上いたしました25の事業に対する地方負担額の合計12億2,523万3,000円に対し、本町の交付率9割を乗じました11億271万円が本町への交付限度額となっております。

また、本町におけます交付金の使途につきましては補正予算説明資料の10ページに記載をいたしておりますが、これまでもご説明を申し上げてきましたとおり、国の補正予算関連事業の実施等により生じました町債残高の増加分を圧縮するとともに、多額となっております本年度の町債借入を抑制するため、既決の予算における町債の借入れや基金取崩し分との財源組替えを基本とし、優先順位を設けた上で充当を行っております。

この結果、一般会計の起債対象事業に対する充当分が5事業、計7億2,071万円、簡易水道事業に対する充当分として、簡易水道事業特別会計への繰り出し金に1億2,2

〇〇万円、翌年度に予定しております起債対象事業の財源として、施設等整備基金積立金に２億６，〇〇〇万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、これにより、当初予定をいたしておりました基金繰入金から交付金への財源組替えが計１億１，〇〇〇万円、町債の借入れから交付金への財源組替えが計９億９，７〇〇万円、合わせて１１億７７０万円を交付金に組替えることにより、今年度における町債の借入れ及び基金に取崩しを抑制することといたしております。

続きまして、歳出の議会費から順にご説明を申し上げます。

初めに１款議会費でございますが、議員共済組合負担金の精査等に伴い、議会費全体で２億６１万８，〇〇〇円の減額補正となっております。

続きまして２款総務費でございますが、財産管理費では、地域の元気臨時交付金の一部につきまして、翌年度に予定をいたしております単独の起債対象事業に充てるため、施設等整備基金への積立金として２億６，〇〇〇万円を計上しましたほか、各種基金の預金利子及び積立金について見直しを行っております。

また、企画費におきましては、当初予算に計上しておりました窪川地域の新エネルギー調査研究委託料につきまして、大正・十和地域分の追加の調査と設計図書の作成等に要する経費として１億９万２，〇〇〇円を追加計上いたしますとともに、ふるさと支援基金を活用し整備を予定しておりました小水力発電施設の設置工事を翌年度以降に実施するため工事費３００万円を減額するなど、総務費の全体で２億７，５２８万９，〇〇〇円の追加補正となっております。

続きまして３款民生費でございますが、社会福祉総務費におきまして、あったかふれあいセンター事業の国庫補助事業への移行に伴い、全住民把握調査事業等に要する経費として４億８０万９，〇〇〇円を追加計上いたしております。

また、介護保険事業費では、翌年度に予定をいたしております高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に必要なアンケート調査及び分析等に要する経費として３億５７万円を新たに計上する一方、各特別会計への繰り出し金を減額するなど、民生費全体で２，０４２万円の減額補正となっております。

続きまして４款衛生費でございますが、環境衛生費では、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要等に対応するため、不足が見込まれます地球温暖化対策設備設置費補助金の追加分１，〇〇〇万円や、同じく浄化槽設置整備事業費補助金の追加分３億６万６，〇〇〇円を始め、簡易水道費では、簡易水道事業特別会計で借入れを予定しております町債の一部

を地域の元気臨時交付金に組み替えるため、町債への充当分と合わせまして、簡易水道事業特別会計への繰り出し金１億２，４８７万２，０００円を計上するなど、衛生費全体で１億４，４０３万２，０００円の追加補正となったところでございます。

次に５款労働費でございますが、顧客への電話対応業務を専門とする新会社の設立を機に地域での雇用創出を図るため、県の補助金を活用し、委託料１，１３８万１，０００円を追加計上する一方、不用が見込まれる四万十町雇用創出事業補助金について１，１９２万９，０００円を減額するなど、労働費の全体で５４万８，０００円の減額補正となったところであります。

続きまして６款農林水産業費でございますが、農業総務費では、９月補正予算で追加計上いたしました道の駅四万十とおわ急速充電器整備事業の設置箇所の変更と合わせまして、手狭となっております駐車スペースを確保するため、駐車場整備工事費として１８７万２，０００円を新たに計上いたしております。

また、農業振興費では、人・農地プランに位置付けられました地域の中心となる経営体等が農業用機械等を導入し、経営の改善、発展に取り組む場合に農業用機械等の導入について支援をするため、経営体育成支援事業費補助金１４１万７，０００円を新たに計上させていただきましたほか、既決予算の不足追加分として、園芸用ハウス活用促進事業費補助金や中山間地域等直接支払交付金等を追加計上いたしております。

次に林業費でございますが、有害鳥獣捕獲報償金におきまして、これまでの捕獲実績や今後の見込み等から予算不足が見込まれますので、イノシシ４３０頭分、シカ１４０頭分、合わせて３９８万円を追加計上いたしております。

また、シイタケ生産体制整備事業補助金では、原木への補助単価を見直した結果、１２５万円の追加補正となっておりますが、栽培指導等委託料の減額分からの組替えにより対応いたしております。これにより農林水産業費全体では１，４９１万７，０００円の追加補正となっております。

続きまして７款商工費でございますが、平成２４年度から休校となっております家地川小学校の校舎等の活用を核とした地域づくりへの取組の中で、校舎における活用策の具現化に向けた計画策定等の委託業務を予算計上いたしておりますが、これに関連をし、屋内体育施設を集客の要となる新たな観光拠点施設として整備をいたしますため、具体的な整備プランの作成や基本設計業務の委託料として２８８万８，０００円を新たに計上いたしております。

なお、施設の整備等に当たりましては株式会社海洋堂のご協力をいただきながら、地元の家地川・野地両地区を中心に協議が進められております。校舎の活用や集落活動センター事業との連携と合わせて、地元及び関係団体と十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。そのほか必要な予算措置を講じており、商工費全体では940万6,000円の追加補正となっております。

次に8款土木費でございますが、道路維持費におきまして、重要文化的景観の重要構成要素であります木屋ケ内トンネルの老朽化に伴い、補修調査設計等を実施する予定でございましたが、入札不調により年度内の実施が困難となりましたことから、委託料356万9,000円を減額いたしますとともに、道路維持補修工事費として1,800万円を追加計上いたしております。

また、道路新設改良費では、各路線の組替えを行ったほか、新規路線として平成26年度以降に整備を予定しております町道東大奈路線及び榊山線に係る測量設計委託料を新たに計上いたしております。

そのほか住宅管理費では、これまでの申し込み状況等から不足が見込まれますため、ブロック塀等対策推進事業補助金で100万円、町産材活用利用促進助成事業補助金で400万円をそれぞれ追加計上をしたほか、不用が見込まれる補助金についてそれぞれ減額するなど、土木費全体で2,922万5,000円の追加補正となったところであります。

続きまして9款消防費でございますが、防災費におきまして、本年度に整備を予定しておりました防災活動拠点施設のうち大正中津川分団屯所の建設の予定地を変更する必要があることに伴い、用地造成工事を追加するとともに、防災・安全社会資本整備交付金の対象事業費の全体調整を行いまして、川口分団消防屯所も含め、本体建設を翌年度に変更するなど必要な予算措置を講じております。

また、志和地区津波避難対策推進事業につきましても整備計画の見直しを行い、拠点避難広場への防災倉庫及び耐震性貯水槽の設置を翌年度に変更するとともに、実施設計の完成に伴い、避難広場及び避難路整備工事費の追加を行うなど、消防費全体で995万6,000円の追加補正となっております。

続きまして10款教育費でございますが、小学校管理費では、平成24年度から平成27年度までの計画で整備を進めております非構造部材耐震化事業につきまして、翌年度に予定しております耐震化工事を早期に発注する必要がありますことから、設計委託業務を前倒しして実施するため、委託料として206万9,000円を計上いたしております。

す。

また、学校給食費では、給食センター調理業務の委託先として新たに事業組合法人の設立が予定をされており、平成26年度から調理業務を受託するために必要な準備経費に対しまして、受託環境等整備事業補助金80万円を新たに計上するなど、教育費全体では1,319万円の追加補正となったところでございます。

続きまして11款災害復旧費でございますが、農林施設災害復旧費に置きまして査定結果等により不足が見込まれたため、工事費等において1,339万円の追加補正を行うとともに、公共土木施設災害復旧費におきましても単独分に不足が見込まれたため、工事費について280万円の追加補正を行うなど、災害復旧費全体で1,619万円の追加補正となったところであります。

続きまして12款公債費でございますが、後年度における公債費及び地方債残高の抑制を図るため、今年度に利率の見直しが予定されております町債2件につきまして繰上償還を実施することとし、これに必要な公債費として、翌年度以降の元金償還金、計2億508万1,000円を追加計上いたしております。

なお、繰上償還の財源といたしまして、平成23年度に積立てを行いました減債基金2億円を含む2億500万円を減債基金繰入金で対応することといたしております。

また、これによる効果額は、地方債残高の減少と合わせて、不用となる償還利子見合分433万5,000円程度を見込んでおり、今後も財政状況と合わせて、対象となる町債や実施時期等を適切に判断しながら、効果的に実施をしてみたいと考えております。

最後に14款予備費でございますが、緊急な対応が必要となりました町税過年度分還付金等の執行済み分と合わせまして、今後に対応するための予算措置として500万円の追加補正を行っております。

以上、歳出につきましてはただいまご説明を申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

町税につきましては、法人町民税において、これまでの実績から最終見込額を見直しました結果、967万1,000円の増額補正となったほか、国庫支出金では地域の元気臨時交付金11億271万円を含む11億1,387万円の追加補正となっております。また、地域の元気臨時交付金への財源組替え等に伴い、町債や基金繰入金を減額する一方、公債費の繰上償還に係る財源として、減債基金繰入金2億500万円の追加補正を行うとともに、なお不足する財源につきましては普通交付税の留保分で対応することといた

しており、補正後における普通交付税の留保額は３億７，６９３万３，０００円となっております。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ６億９，８７０万円の追加計上となったところでありまして、累計の予算額は歳入歳出それぞれ１８４億５，９６０万円となっております。

なお、予算説明資料の１０ページに記載のとおり、今回の補正額６億９，８７０万円の追加計上のうち、地域の元気臨時交付金に伴う追加分が３億８，２００万円、町債の繰上償還に伴う公債費の追加分が約２億５００万円となっており、これらを除く通常分は約１億１，１００万円の追加計上となったところであります。

最後に、地方債の補正でございますが、地域の元気臨時交付金への財源組替えに伴います合併特例事業債及び過疎対策事業債の減額や、災害復旧事業債の見直しに伴い、第２表に記載のとおり限度額の変更を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１０６号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１０６号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

ただいまより暫時休憩します。

午後２時０４分 休憩

午後２時２１分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２５ 議案第１０７号平成２５年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２６ 議案第１０８号平成２５年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２７ 議案第１０９号平成２５年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上、議案第１０７号から議案第

109号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第107号から議案第109号までの三つの各特別会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案107号平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は保険給付費の見込みに伴う増額が主な歳出内容となっておりまして、これを賄う歳入につきましては保険給付費の増額に伴い、国庫負担金、県支出金及び共同事業交付金を増額する一方で、収支差額分の調整として、財政調整基金及び一般会計からの繰入金を増額するなど所要の補正を行ったところでございます。

これにより第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,900万円の増額補正となり、累計の予算額は27億5,500万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては去る12月4日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をし、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第108号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は保険料基盤安定負担金の決定に伴う、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主な補正内容であります。

これにより第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ153万6,000円の減額補正となり、累計予算額は2億9,244万2,000円となったところでございます。

続きまして、議案第109号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、見込額等の精査により、2款介護給付費におきまして介護サービス等諸費、高額介護サービス費、特定入居者介護サービス等費を減額する一方、5款地域支援事業費におきまして、包括的支援事業費を増額いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、財政調整基金繰入金の減額など、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これにより今回の補正額は歳入歳出それぞれ5,730万円の減額補正となり、累計予算額は25億7,480万円となっております。

以上、3件の補正予算につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号から議案第109号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第107号から議案第109号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第28 議案第110号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第29 議案第111号平成25年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30 議案第112号平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第110号から議案第112号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第110号から議案第111号の各特別会計補正予算並びに議案第112号の水道事業会計補正予算につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第110号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の歳出予算の主な内容でございますが、まず維持管理費におきまして、電気料金の値上げや塩素滅菌器等の機器類の修繕及び漏水修繕箇所の追加に対応するため、需用費で850万円を追加計上し、その他費目につきましても予算額を精査し、維持管理費全体で

790万2,000円の追加補正となっております。

また、施設増補改良費につきましては、予定をいたしておりました県道改良工事に伴う配水管移設工事が道路改良工事の付帯工事となり、不用となったため500万円の減額補正となっております。

次に建設改良事業費でございますが、当初茅吹手・津賀地区と浦越・里川地区の変更認可申請委託料をそれぞれ計上いたしておりましたが、浦越簡易水道の統合事業として1地区で申請できることとなりましたので、1地区分440万円を減額するなど、建設改良事業費全体で353万円の減額補正となっております。

なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっておりますが、町債の1億2,200万円の減額につきましては、一般会計からの繰入金のうち、地域の元気臨時交付金分1億2,200万円との財源組替えによる減額となったところであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ62万8,000円の減額補正となり、累計予算額は9億6,795万円となったところでございます。

続きまして、議案第111号平成25年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の歳出予算の主な内容でございますが、維持管理費におきまして、電気料金の値上げへの対応として光熱水費を70万円、汚水処理槽の水中プロペラの修繕及び配管布設工事に伴う地盤沈下に対応する修繕料として508万8,000円を計上したことにより、維持管理費全体で578万8,000円の増額補正となっております。

なお、これを賄う歳入といたしまして、一般会計からの繰入金を追加計上したところであります。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ593万8,000円の追加補正となり、累計の予算額は7,375万4,000円となっております。

続きまして、議案第112号平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、落雷による電気計装設備修繕費を50万円、電気料金の値上げ等への対応に動力費を81万円、消毒用塩素の注入ノズルの目詰まりに対応するため、塩素の上位品質への変更により90万円をそれぞれ計上いたしております。

て、原水及び浄水費全体で２２１万円を追加計上いたしております。

次に配水及び給水費では、配水管の漏水箇所が多数発生をいたしましたため、修繕費及び材料費で合わせて９５万円を追加計上いたしております。

この結果、事業の費用は３２１万円の増額となり、累計事業費用で１億１，７９７万７，０００円となったところでございます。

以上、３件の補正予算につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１１０号から議案第１１２号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第１１０号から議案第１１２号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

ただいまより暫時休憩します。

午後２時３２分 休憩

午後２時３６分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３１ 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第９５条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後２時３７分 散会